

用語の説明

漁業経営体（ぎょぎょうけいえいたい）

過去1年間に、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

個人経営体（こじんけいえいたい）

個人で漁業を自営する経営体であって、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日以上のものをいう。

海面漁業（かいめんぎょぎょう）

海面において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。

海面養殖業（かいめんようしょくぎょう）

海面または陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。なお、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

内水面漁業（ないすいめんぎょぎょう）

河川、湖沼において水産動植物を採捕する事業をいう。

内水面養殖業（ないすいめんようしょくぎょう）

一定区画の内水面または陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成して収穫する事業をいう。

漁獲量（ぎょかくりょう）

漁労作業によって得られた水産動植物の採捕時の原形重量（魚類、水産動物類は丸のまま、貝類は殻付き、海藻類は生重量）をいう。

漁業地区（ぎょぎょうちく）

市町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼の総称。